

(仮訳)

## 豪州現代奴隷法に対応する声明文

### 1. はじめに

本声明は、オーストラリア現代奴隷法に基づき、株式会社国際協力銀行（以下「当行」）による現代奴隷に対する取り組みを示すものです。本声明は、報告主体である当行が発出したものであり、2022年3月を期末とする事業年度に対応するものです。当行の取締役会により承認され、代表取締役総裁の林信光が署名しています。

### 2. 組織構造・事業・サプライチェーン

#### (1) 組織構造

当行は、日本および国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的に設立された銀行であり、日本で法人格を取得している株式会社です。当行は、会計基準上の子会社等を有しています。

#### (2) 事業

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）その他の法令により定められた業務を、国内外の顧客に対し遂行しています。主な業務としては、輸出金融、輸入金融、投資金融、事業開発等金融、ブリッジローン、出資、調査が挙げられます。当行の海外拠点は17カ国・18箇所に存在しており、オーストラリアでは、シドニーに駐在員事務所を有しています。シドニー駐在員事務所では、オーストラリア及び太平洋島しょ国における情報収集、案件形成支援及び広報等を実施しています。

#### (3) サプライチェーン

当行が行う事業活動は、当行が事業を展開している世界各国の、オフィス施設に関連する商品・サービス（オフィス用品・飲食物・清掃サービス等）、IT関連の商品・サービス（PC・携帯・ITシステム・IT環境整備等）、およびその他出融資・保証（以下「出融資等」）業務に関連する各種委託業務などを提供するサプライヤーに支えられています。当行は、人権の観点からサプライチェーンを適切に管理することを重視しています。

### 3. 当行の事業・サプライチェーンにおける現代奴隷のリスク

当行は、私たちのサプライヤーや顧客が現代奴隷に関与しているリスクが潜在的に存在していることを認識しており、特に出融資等を通じた現代奴隷リスクへの関与が主要なリスクであると考えています。当行は、これらの潜在的なリスクに対応するため、下記に示すようなコンプライアンス・リスク管理の取り組みを行っています。

### 4. 当行による現代奴隷リスクの評価・対応のための措置、その有効性の評価

#### (1) 当行の理念・方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に規定される当行のミッション遂行や、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。」という当行の企業理念の実現のため、適切かつ効率的な業務遂行を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

2022年度より、関連する国際規範等に基づいた「人権方針」を新たに定めるべく準備を進めています。本方針には、強制労働や児童労働、人身取引等の人権侵害を容認しないことや、顧客・サプライヤーへの人権尊重の期待が含まれる見込みです。

また、子会社との間のコンプライアンスに関連する枠組みを通じて、子会社に関連する人権リスクを把握し、軽減することに努めています。

#### ① 当行内部の人権尊重に関する理念・方針

当行は、社内規定等の策定等を通じて、当行内部の人権尊重に取り組んでおり、役職員が他者の人権を尊重し、関連する法令・規則・倫理基準を遵守するよう努めています。コンプライアンス関連文書において、人権尊重の重要性について言及しており、「基本的人権の尊重、差別的言動の禁止」について解説している他、ハラスメント防止や障がい者を理由とした差別の禁止を定めた社内規定を策定し、当行内部での人権に対する負の影響の発生の防止に努めています。

#### ② サプライヤーの人権尊重に関する理念・方針

当行は、2022年度より策定準備中の「人権方針」においてサプライヤーへの人権尊重の期待を表明する予定です。また、社内規定等において、当行内部のみならず、サプライヤーを含む取引先関係者等に対するハラスメント行為や障がいを理由とした差別の禁止を定めています。

### ③ 出融資等における人権尊重に関する理念・方針

出融資等に関しては、出融資等の対象となるプロジェクト（以下「プロジェクト」）についての環境社会配慮（自然環境及び人権配慮を含む社会環境への配慮）を通じて国際経済社会の健全な発展に寄与するため、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「環境ガイドライン」）を策定しています。なお、環境ガイドラインの改訂にあたっては、外部関係者との協議を行っています。

## (2) 当行内部における取り組み

### ① 労務管理

当行は、社内規定等の策定等を通して、性別、年齢、出生地、国籍、人種、宗教、障がい等により嫌がらせ、中傷、悪ふざけなどで不快な思いをさせられたり、差別的な扱いがされたり、ハラスメント等の人権侵害を受けたりすることがない労働環境の提供に努めています。毎年実施している監査においては、対象部署・海外駐在員事務所の労働環境についても確認しています。

### ② 教育・トレーニング

人権の尊重の重要性については、コンプライアンス研修等にて毎年周知をしています。下記(4)に示す社内通報制度等については、役職員に対し、毎年社内研修を実施しています。

## (3) 人権デューデリジェンス

### ① サプライチェーン

2022年度より策定準備をしている「人権方針」において、サプライヤーに対して、同方針の考え方を共有の上、人権尊重の期待を表明する予定です。

当行は、業務委託先との間で締結する契約書の標準条項に、業務従事者（下請人がある場合には下請人も含む）の安全確保のための対策を求める条項を含めています。

### ② 出融資等

当行は、環境ガイドラインに基づき、出融資等の対象となるプロジェクトについて、人権配慮を含む環境社会配慮に関し確認を行っており、その結果は、出融資等の意思決定に反映されます。

確認を行うにあたっては、まず人権配慮も含むプロジェクトの環境へ

の影響度合いに応じてプロジェクトのスクリーニングを行い、カテゴリ分類をします。一定のカテゴリに分類されたプロジェクトについては、環境レビューを行います。環境レビューでは、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性の高さを含む負の影響の評価が行われ、かかる可能性があると判断された場合には人権配慮に関する確認を実施します。また、同レビューにおいては、人権保護を含む環境社会配慮、不当労働の排除を目的として、世界銀行グループ「環境社会スタンダード」、IFC「パフォーマンススタンダード」、該当部分があれば世界銀行グループ「環境・衛生・安全に関するガイドライン」との適合確認も行っています。

加えて、出融資等実施後にも、一定のカテゴリに分類されたプロジェクトについては、環境ガイドラインに基づき環境社会配慮実施状況に係るモニタリングを実施しています。モニタリングの結果、環境社会配慮に関し改善が必要と当行が判断した場合には、プロジェクト実施主体に対して借入人等を通じて適切な対応を取るよう働きかけることとしています。

当行は、出融資等に係る意思決定を行うに先立ち環境レビュー時の情報を公表するほか、出融資等契約締結後にも環境レビュー結果や一般に公開されている範囲でモニタリング結果を公表し、情報公開に努めています。

環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続を設置・公表しています。異議申立に対しては、当行の出融資担当部署から独立した「環境ガイドライン担当審査役」が環境ガイドラインの遵守にかかる事実を調査し、結果を当行の経営会議（経営上の重要事項の決定・審議を行う会議体）に報告するとともに、環境ガイドラインの不遵守に起因するプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者間の対話を促進します。

#### (4) 救済措置

##### ① 当行内部における人権リスクについて

当行は、負の影響を受けた被害救済のために複数の通報窓口を設置しています。本通報制度には、公益通報者保護法に基づく公益通報制度も内包されています。

また、ハラスメントの相談に特化した外部相談窓口及び海外駐在員事務所のローカルスタッフ向けに特化したコンプライアンス相談窓口も設置しています。

## ② サプライヤーにおける人権リスクについて

サプライヤーをはじめとする外部のステークホルダーからのご相談を苦情等受付窓口（法務・コンプライアンス統括室宛）にて受け付けています。

## ③ 出融資等における人権リスクについて

当行は、環境ガイドラインにてプロジェクト実施主体者による苦情受付窓口の設置を奨励しています。

## (5) 有効性の評価

当行内部、サプライヤー及び出融資等先に係る人権に関する取り組みは、定期的にモニタリングされ、経営陣による適切な監督を受ける予定です。

## 5. 協議のプロセス

当行は、本声明文の策定にあたり、子会社と協議を実施している他、海外駐在員事務所と人権問題についても情報共有を図るよう努めています。

## 6. 関連事項

当行は、事業・サプライチェーンにおける現代奴隷に関する問題に対処するために、現代奴隷に関する取り組みを継続して実行していきます。

以 上